

第 1 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会 会議録（概要）

会議の名称 第 1 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会

開催日時 平成 2 7 年 1 1 月 5 日 午後 1 時 3 0 分から 3 時 0 0 分まで

場所 市役所本庁 3 階 大会議室

議題

- 1 あいさつ
- 2 説 明
 - (1) 男女共同参画と佐渡市の取組について
- 3 協 議
 - (1) 座長の選任について
 - (2) 平成 2 7 年度における佐渡市男女共同参画計画推進事業について
 - (3) 委員会・附属機関等における女性の登用割合調査結果について
 - (4) 女性活躍推進法と事業主行動計画策定に関する今後のスケジュールについて
 - (5) 平成 2 8 年度の男女共同参画推進事業について
 - (6) その他

会議の公開・非公開 公開

出席者（敬称略）

菊地 智子、三浦 みどり、古塩 正明、本間 雅博、菊池 正樹、齋藤 美佐枝、
片岡 悦子、長野 雅子

欠席者：伊藤 昭子、中川 健二

事務局：小林課長、金子室長、岩崎係長、宇治主任

会議資料

- 資料 1 男女共同参画と佐渡市の取組
- 資料 2 平成 2 7 年度 佐渡市男女共同参画推進事業
- 資料 3 「仕事と子育て・介護が両立できる職場を目指して」アンケート集計
- 資料 4 「広がれ！子育て・孫育て」アンケート集計
- 資料 5 委員会・附属機関等における女性の登用割合調査結果

資料 6 女性活躍推進法が成立しました（厚生労働省チラシ）

その他資料 ・「広がれ！子育て・孫育て」講演記録

・佐渡市男女共同参画推進懇談会名簿

・「ひとりひとりが幸せな社会のために」（内閣府パンフレット）

会議の概要（発言の主旨）

1. あいさつ

小林課長

2. 説 明

（1）男女共同参画計画と佐渡市の計画について

事務局から以下の資料をもとに説明。

資料 1 「男女共同参画と佐渡市の取組」

<説明の内容>

男女共同参画の概要、国や県の計画の内容、佐渡市で実施している事業の内容

3 協 議

（1）座長の選任について

佐渡市男女共同参画推進懇談会開催要綱第4条に基づき、参加者の互選により、本間雅博氏が座長に選出される。

（2）平成27年度における佐渡市男女共同参画計画推進事業について

事務局から以下の資料をもとに説明。

資料 2 「平成27年度 佐渡市男女共同参画推進事業」

資料 3 「仕事と子育て・介護が両立できる職場を目指して」アンケート集計

資料 4 「広がれ！子育て・孫育て」アンケート集計

<説明の内容>

講座・講演会開催目的、テーマ、内容について

<協議の内容>

参加者：「ハッピー・パートナー企業」は、登録したから企業の意識があがるものではない。（登録は）誰でも通る。登録に建設業が多い。この登録を増や

すというのは疑問。また、事業所向け講座は良いことをやっているが、参加者が少なく残念。一般市民向け講演会は周りの評判が良かった。是非また開催をお願いしたい。

事務局：「ハッピー・パートナー企業」への登録は、佐渡はほとんどが建設業。建設工事入札時のポイントが少し上がる。しくみはもう少し変えた方がよい。一般市民向け講演会は非常に良かった。みなさんにも要約して渡してある。

参加者：募集が20人と少ない理由は何か。

事務局：一般募集と合わせて、市民大学講座と一緒に開催であったため。

参加者：講演会を知らない人が多い。門戸を広げて欲しい。

事務局：周知はなかなか難しい。よい周知のルートがあれば教えていただきたい。

参加者：同じ日に他で講演会があった。講演会を分散して欲しい。

事務局：情報収集をして分散させたい。

(3) 委員会・附属機関等における女性の登用割合について

事務局から以下の資料をもとに説明。

資料 5 「委員会・附属機関等における女性の登用割合調査結果」

< 説明の内容 >

調査結果。

< 協議の内容 >

参加者：「審議会」「附属機関」はどういった組織か。

事務局：市で各種会議を持っている。「附属機関」は法律や条例に基づいた会議。「懇談会」は法律や条例に基づかない市の内部規則、要綱に基づいた会議。全てを含めて「委員会・附属機関等」とまとめている。

参加者：議会は。

事務局：議会は除く。佐渡市として設けた会議となり「議会」は該当しない。

参加者：構成員は市職員や有識者等様々なのか。

事務局：基本的に審議会には市職員は入れない。委員の構成も、有識者、一般公募等がある。

参加者：聞いたことがないような審議会等が多いが。

事務局：他自治体と比べると佐渡が特別多いわけではない。例えば1度も開催しない審議会もある。予防接種の健康調査審議会等は、毎年委員を決めているが、副反応を起こして具合が悪くなった場合等、外部の判断が必要な時に開催するため、1度も開催はない。

また、26年度と27年度を比べると、女性の登用割合は3.2ポイント下がっている。一方、審議会の数が10増えている。女性がゼロの審議会もある。構成委員を「充て職」にすると、充て職に就いている方が女性であれば良いが、ほぼ男性。選び方を変えないと目標の35%は難しいと感じている。

参加者：商工会では副会長が女性というケースがある。佐渡には「女性部」はあるので、(懇談会に)商工会の女性部から出てもらうことでも構わないのか？

事務局：構わない。

参加者：審議会等に女性を無理やり登用しなくても良いのではないか。民間企業の女性管理職登用に重きを置いてほしい。

参加者：適材適所をお願いしたい。

参加者：昨年の懇談会で民間調査の話があったような気がするが。審議会の調査より、佐渡の女性管理職登用割合の方が大事。

参加者：民間企業の調査は時間がかかり膨大な量になるのではないか。

事務局：民間調査については前任に確認する。ただ非常に定義付けが難しい。管理職をどの範囲にするか。それぞれの事業所の管理職に対する考え方があるため、産業振興課とも相談したい。

参加者：企業調査等で女性登用割合の項目があれば一発だが。

事務局：事業所統計には管理職の項目はない。検討する。

(4) 女性活躍推進法と事業主行動計画策定に関する今後のスケジュールについて事務局から以下の資料をもとに説明。

資料 6 「女性活躍推進法が成立しました(厚生労働省チラシ)」

<説明の内容>

女性活躍推進法の内容、策定までのスケジュール。

<協議の内容>

参加者：佐渡で301人以上の事業所とは。

事務局：佐渡市、佐渡総合病院、佐渡市社会福祉協議会の3つ。それ以外は300人以下。(事業主行動計画の策定は)努力義務となる。

参加者：努力義務とは。策定しなくてよいということか。

事務局：ペナルティはない。できればがんばって作って下さいということ。

(5)平成28年度の男女共同参画推進事業について

事務局から口頭説明。資料はなし。

<説明の内容>

平成28年度に実施したい事業(案)の提案。ソフリエ(孫育てができる祖父)認定資格講座、事業所の女性管理職交流会等。

<協議の内容>

参加者：いま、佐渡市小学校の校長で女性は2人、教頭は3人。教育界では管理職に女性登用の動きになっているが、なり手がいない。理由は、「煩わしい」「責任が多い」「子育てや家庭の両立が難しい」。懇談会やセミナーに、女性の校長に出席したもらってはどうか。

事務局：佐渡市役所では女性管理職は1人。管理職の年齢の方が少ない。県は、課長級にはたくさんいるが、部長級となると登用率が下がる。本人の意思もあり一概には言えないが、全体的に女性が少ない。

参加者：男女共同参画は男性の意識を高めることになりがちだが、女性の壁もすごく厚い。年代が上の女性や、育つ環境が違う人の壁が厚い。女性の意識改革も必要。嫁と姑の対立や、職場では女性の上司が昔の経験を押し付けることもある。窮屈な思いで子育てをしている母親がいる。

参加者：夫婦間での協力体制も必要。

参加者：女性の活動で目立つと、夫から「家事が優先」と言われる。義理の父母からは、どうして目立つことをするのかと非難を受ける。地域では5人組という制度があり、5人組の了解が必要と言われる。1ターンで佐渡に住んでいる人が折り合いを付けるのは大変。しがらみが多い。何を直せば良いのか正直わからない。女同士でのつぶし合いもあり、女性が退化していつてる。

参加者：地域社会の中の男性社会の典型。企業社会にもある。管理職の数だけが女性の社会参画を表すものではないが、男性社会の意識を変えることも大事。

参加者：男性は目指す像があるが、女性は目指す像が見つけにくい。助けてもらえるような仕組みがないため、モチベーションが下がる。

事務局：女性も変わらなければいけない。意識を変える人が増えれば変わる。気をつけなければいけない事は、自分が上の年代に近づいた時に、男女共同参画の視点を失わないこと。そのための意識啓発を続けていく。子どもの頃から男女共同参画についての教育が必要。

(6) その他

- ・ 次回の開催日は来年 2 月を予定。内容は平成 2 8 年 4 月に策定・公表する「特定事業主行動計画（素案）」についてを考えている。